

# 6月定例月議会 議会報告資料

四日市市議会

# 資 料 一 覧

- 四日市市議会における各常任委員会の所管（担当範囲） . . . . . P 1
- 令和 8 年 6 月定例月議会の日程 . . . . . P 2
- 各常任委員会 委員名簿 . . . . . P 3
- 議案・請願審議の流れ（イメージ図） . . . . . P 4
- 令和 8 年 6 月定例月議会 常任委員会で審査した事項 . . . . . P 5
- 令和 8 年 6 月補正予算案の概要 . . . . . P 6 ～ 7
- 各常任委員会における審査
  - ・ 総務常任委員会／予算常任委員会総務分科会 . . . . . P 8 ～ 9
  - ・ 教育民生常任委員会／予算常任委員会教育民生分科会 . . . . . P 10 ～ 13
  - ・ 産業生活常任委員会／予算常任委員会産業生活分科会 . . . . . P 14 ～ 18
  - ・ 都市・環境常任委員会／予算常任委員会都市・環境分科会 . . . . . P 19 ～ 25
- 6 月定例月議会の概要（審査の結果） . . . . . P 26
- 6 月定例月議会における一般質問について . . . . . P 27 ～ 28
- 6 月定例月議会における議案に対する意見募集の結果について . . . . . P 29
- 令和 8 年 8 月定例月議会日程（予定） . . . . . P 30

## 四日市市議会における各常任委員会の所管

四日市市議会では、以下の6つの常任委員会が設置されており、それぞれ定数、所管（担当する範囲）が「四日市市議会委員会条例」に定められています。

### 1 総務常任委員会（8人）（定数 8人）

政策推進部（総合計画、広報広聴、秘書、国際交流、中核市、四日市港など）、総務部（行政一般、文書、条例等の立案、職員の任免・服務・給与・研修・福利厚生、情報公開・個人情報保護、契約、工事検査、デジタル戦略、統計、情報処理、人権など）、財政経営部（財政、行財政改革、市有財産、市税など）、危機管理統括部（自然災害、テロ、新型コロナウイルス等危機管理）、会計管理者、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会に属する事項、消防本部、その他の常任委員会の所管に属しない事項

### 2 教育民生常任委員会（8人）（定数 9人）

健康福祉部（社会福祉、介護保険、健康、公衆衛生、国民健康保険、国民年金、食肉の検査）、こども未来部（児童福祉、子育て支援、子どもの健康）、教育委員会に属する事項

### 3 産業生活常任委員会（8人）（定数 9人）

市民生活部（地域振興、市民活動、生涯学習、市民相談、消費計量、多文化共生、男女共同参画、戸籍・住民基本台帳、印鑑登録）、シティプロモーション部（シティプロモーション、観光、文化振興、文化財、体育施設、スポーツ）、商工農水部（商業、工業、勤労福祉、雇用対策、農林業、水産業、農業土木、競輪事業）、市立四日市病院、農業委員会に属する事項

### 4 都市・環境常任委員会（8人）（定数 8人）

環境部（環境衛生、生活環境・自然環境、廃棄物の処理、清掃）、都市整備部（都市計画、公共交通、建築指導・開発審査、道路・公園・河川及び農用・用排水、市街地整備、営繕、住宅）、上下水道局に属する事項

### 5 予算常任委員会（議長を除く33人）（定数33人）

予算及びこれに関連する事項

### 6 決算常任委員会（議長及び議会選出監査委員を除く31人）（定数 31人）

決算及びこれに関連する事項

※ 四日市市議会の議員は34人で、議員は1から4までの常任委員会のいずれか1つに所属することになっています。

※ 予算常任委員会及び決算常任委員会には、1から4までの常任委員会と委員構成や所管を同一とする分科会が設置されています。（委員構成については、議長、監査委員を除く都合で例外があります）

令和8年6月定例月議会の日程（○本会議日程 ●委員会日程）

|         |                                                             |
|---------|-------------------------------------------------------------|
| 6月5日（金） | ○（初日）議案説明、報告等                                               |
| 12日（金）  | ○一般質問                                                       |
| 15日（月）  | ○一般質問                                                       |
| 16日（火）  | ○一般質問<br>●産業生活常任委員会                                         |
| 17日（水）  | ○一般質問                                                       |
| 18日（木）  | ○一般質問、議案質疑、委員会付託                                            |
| 19日（金）  | ●各常任委員会／予算常任委員会各分科会                                         |
| 25日（木）  | ●予算常任委員会全体会                                                 |
| 7月1日（水） | ○（最終日）委員長報告、質疑、討論、採決<br>●予算常任委員会分科会（総務、教育民生）<br>●予算常任委員会全体会 |

6月定例月議会は、上記日程で開催されました。

## 各常任委員会 委員名簿

| 総務常任委員会<br>( 8 人 ) |    |    |
|--------------------|----|----|
| 委員長                | 樋口 | 博己 |
| 副委員長               | 今村 | 厚美 |
| 委員                 | 川村 | 幸康 |
| 委員                 | 後藤 | 純子 |
| 委員                 | 早川 | 新平 |
| 委員                 | 樋口 | 龍馬 |
| 委員                 | 森川 | 慎  |
| 委員                 | 諸岡 | 覚  |

| 教育民生常任委員会<br>( 9 人 ) |    |     |
|----------------------|----|-----|
| 委員長                  | 森  | 智子  |
| 副委員長                 | 伊世 | 利子  |
| 委員                   | 上  | 麻理  |
| 委員                   | 笹岡 | 秀太郎 |
| 委員                   | 竹野 | 兼主  |
| 委員                   | 田中 | 徹   |
| 委員                   | 日置 | 記平  |
| 委員                   | 村山 | 繁生  |
| 委員                   | 山田 | 知美  |

| 産業生活常任委員会<br>( 8 人 ) |    |    |
|----------------------|----|----|
| 委員長                  | 笹井 | 絹予 |
| 副委員長                 | 辻  | 裕登 |
| 委員                   | 伊藤 | 嗣也 |
| 委員                   | 太田 | 紀子 |
| 委員                   | 加納 | 康樹 |
| 委員                   | 小林 | 博次 |
| 委員                   | 谷口 | 周司 |
| 委員                   | 山口 | 智也 |

| 都市・環境常任委員会<br>( 8 人 ) |    |     |
|-----------------------|----|-----|
| 委員長                   | 小田 | あけみ |
| 副委員長                  | 水谷 | 一未  |
| 委員                    | 荒木 | 美幸  |
| 委員                    | 石川 | 善己  |
| 委員                    | 荻須 | 智之  |
| 委員                    | 平野 | 貴之  |
| 委員                    | 村上 | 暁   |
| 委員                    | 森  | 康哲  |

| 予算常任委員会<br>(議長を除く 33 人) |    |    |
|-------------------------|----|----|
| 委員長                     | 伊藤 | 嗣也 |
| 副委員長                    | 村山 | 繁生 |

| 決算常任委員会<br>(議長及び議会選出<br>監査委員を除く 31 人) |    |    |
|---------------------------------------|----|----|
| 委員長                                   | 谷口 | 周司 |
| 副委員長                                  | 田中 | 徹  |

## 議案・請願審議の流れ

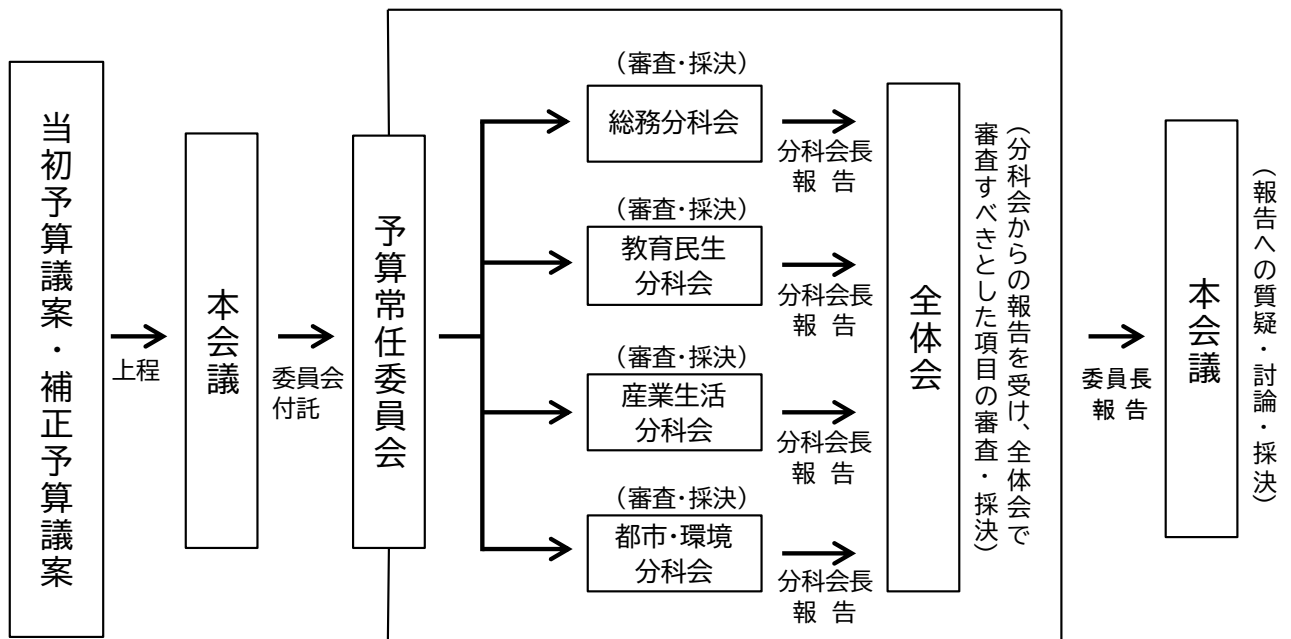
### 【 議 案 】

予算、決算、条例制定・改廃、契約の締結、動産の取得・処分など

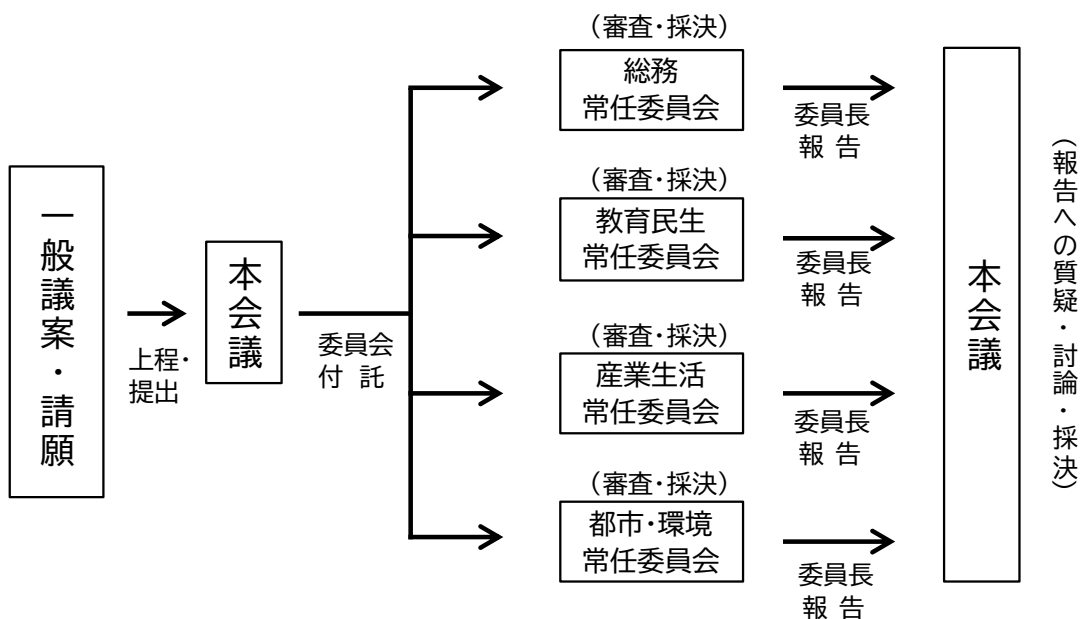
### 【 請 願 】

市行政への要望、国・県に対して市議会から要望する(意見書を提出する)ことを求めるものなど

○予算関係議案の審議の流れは下記のとおりです。



○一般議案及び請願の審議の流れは下記のとおりです。



## 令和8年6月定例月議会 委員会で審査した事項について

今定例月議会では、下記のとおり、補正予算関係議案、条例の一部改正に関する議案、工事請負契約に関する議案などのほか、請願について審査を行いました。

### ○ 予算常任委員会

議案第2号 令和8年度四日市市一般会計補正予算（第2号）

議案第17号 令和8年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

### ○ 総務常任委員会

議案第3号 四日市市税条例等の一部改正について

### ○ 教育民生常任委員会

議案第4号 四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第5号 四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第6号 四日市市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第14号 動産の取得について ー真空冷却機 北部7台ー

議案第15号 動産の取得について ー真空冷却機 南部7台ー

### ○ 産業生活常任委員会

議案第7号 四日市市宮妻峽キャンプ場の設置及び管理に関する条例の制定について

請願第1号 四日市の文化・経済・まちづくりの発展のため、「学生将棋のまち四日市」としてのシティプロモーションを求めることについて

### ○ 都市・環境常任委員会

議案第8号 四日市市都市計画法関係手数料条例の一部改正について

議案第9号 工事請負契約の締結について

ー四日市市北大谷斎場火葬炉等更新工事（1期）ー

議案第10号 工事請負契約の締結について

ー近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事（その18）ー

議案第11号 工事請負契約の変更について ー泊小古曾線（社交）道路改良工事ー

議案第12号 工事請負契約の変更について ー堀川放水路整備工事ー

議案第13号 動産の取得について ー小型一般ゴミ収集車 4台ー

議案第16号 市道路線の認定について

## 令和８年度６月補正予算（第２号）案の概要

### １．６月補正予算（第２号）案について

補正の主な内容は、建物への浸水防止対策を支援する止水板等設置補助金において当初の見込みを上回る申請があったことから増額補正を行うほか、国の単価改定に伴い私立幼稚園等の一時預かり、民間保育所の延長保育及び一時保育に対する補助金について増額補正を行っております。

また、国の補助内示に合わせて、津波避難ビルにおける自動開錠式鍵ボックスの整備費、生成ＡＩパイロット校に関する事業費、畜産・酪農施設の整備に対する補助金についての増額補正を行っております。

さらに、子ども医療費助成における県の補助対象拡大に伴い、システム改修費の増額補正を行っております。

このほか、年度内の納入が困難となった消防車両について、購入費の減額補正及び債務負担行為の追加を行っております。

歳入については、国・県支出金や諸収入などの歳出各款に関する特定財源を補正するほか、財政調整基金繰入金の減額補正により、収支の均衡を図りました。

他に、近鉄四日市駅自転車等駐車場における指定管理者の選定に係る債務負担行為などの追加を行っております。

その結果、６月補正予算（第２号）案の予算規模は、次のとおりです。

（単位：千円）

| [会計区分]       | [補正前の額]     | [補 正 額] | [補正後の額]     |
|--------------|-------------|---------|-------------|
| <b>一般会計</b>  | 150,867,667 | 50,504  | 150,918,171 |
| <b>特別会計</b>  | 95,772,000  | 0       | 95,772,000  |
| <b>企業会計</b>  | 79,316,709  | 0       | 79,316,709  |
| <b>財 産 区</b> | 46,000      | 0       | 46,000      |
| <b>計</b>     | 326,002,376 | 50,504  | 326,052,880 |

## 令和８年度６月補正予算（第３号）案の概要

### １．６月補正予算（第３号）案について

補正の内容は、市立図書館における空調設備の故障に対応するため、故障部品の取替修繕及び修繕期間におけるエアコンのレンタルに係る費用について増額補正を行っております。

歳入については、財政調整基金繰入金の増額により、収支の均衡を図りました。

その結果、６月補正予算（第３号）案の予算規模は、次のとおりです。

| [会計区分] | [補正前の額]     | [補 正 額] | (単位：千円)     |
|--------|-------------|---------|-------------|
|        |             |         | [補正後の額]     |
| 一般会計   | 150,918,171 | 34,500  | 150,952,671 |
| 特別会計   | 95,772,000  | 0       | 95,772,000  |
| 企業会計   | 79,316,709  | 0       | 79,316,709  |
| 財 産 区  | 46,000      | 0       | 46,000      |
| 計      | 326,052,880 | 34,500  | 326,087,380 |

## 総務常任委員会／総務分科会

### ○主な議案の審査内容について（概要）

#### 議案第2号 令和8年度四日市市一般会計補正予算（第2号）

#### 防災行政無線連動型鍵ボックス整備事業（防災システム整備事業費）

##### 1. 目的

令和6年の能登半島地震においては、津波警報が発表されたにもかかわらず、感震式鍵ボックス（震度5弱以上で開錠）が作動条件に達せず、施設が開放されない事例が確認された。このため、南海トラフ地震等の発生時において、津波警報等の発表と同時に施設を確実に開放できるよう、津波避難ビルに指定している公共施設等38施設にJアラートと連動した自動開錠式鍵ボックスを整備し、市民の円滑かつ迅速な避難行動の確保を図る。

##### 2. 内容

整備対象としている38施設について、令和8年度当初予算では令和8年度から令和10年度までの3か年での整備を計画していた。しかし、地域未来交付金（地域防災緊急整備型）において、令和8年3月31日付けで38施設分の交付決定を受けたことから、事業を前倒しし令和8年度で整備を完了する。

当初予算時計画

（単位：千円）

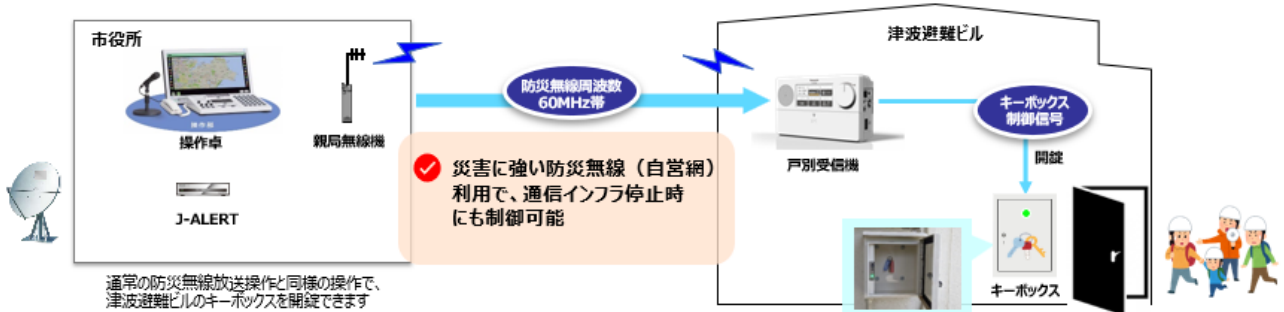
| 年度      | 施設数  | 予算額    | 財源   |
|---------|------|--------|------|
| R8      | 13施設 | 13,400 | 一般財源 |
| R9（計画）  | 13施設 | 13,400 | 一般財源 |
| R10（計画） | 12施設 | 12,371 | 一般財源 |
| 合計      | 38施設 | 39,171 |      |

補正後計画

（単位：千円）

| 年度      | 施設数  | 予算額    | 財源    |
|---------|------|--------|-------|
| R8（補正後） | 38施設 | 19,250 | 国庫支出金 |
|         |      | 19,921 | 一般財源  |
| 合計      | 38施設 | 39,171 |       |

##### 【システムイメージ】



##### 3. 補正予算額

25,771千円

（財源内訳）国庫支出金（1/2）19,250千円  
一般財源 6,521千円

#### 4. 分科会での主な議論

Q. 防災行政無線連動型鍵ボックスの工事完了時期はいつか。

A. 令和8年度末までに完了する予定である。

Q. 市民への周知はどのように考えているのか。

A. 設置場所などについて周知を行っていく。

Q. どのように入札するのか。

A. 随意契約である。

Q. 当初3年の計画であった整備を、1年で全てを実施するのであれば、スケールメリットが出るのではないか。

A. 38 施設分の整備費用については、今回示した金額となる。当初予算時の計画として示した3か年での整備費用については、もう少し精査の余地があったと考えている。

Q. 防災行政無線連動型鍵ボックスの鍵がいざという時に確実に開くよう、機能性や安全性をどのように確保していくのか。

A. 2年に1回の保守点検を実施するほか、地域における防災訓練や、Jアラートの全国一斉情報伝達試験の機会を活用して開錠の動作確認を行っていく。

#### ＜分科会での審査結果＞

→別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した。

## 教育民生常任委員会／教育民生分科会

### ○主な議案の審査内容について（概要）

#### 議案第2号 令和8年度四日市市一般会計補正予算（第2号）

##### 生成AIパイロット校事業（教育情報通信システム運営費）

#### 1. 目的

文部科学省が次期学習指導要領に向けて開発・試作する、AIを含む情報活用能力の育成のための教材を用いて授業で実践し、実践の結果や教材についてのフィードバック等を行うことで開発・試作教材の実証に資する。また各教科などにおける深い学び・情報活用能力育成の実践事例を創出する。

#### 2. 内容

国が実施する生成AIパイロット校事業について、国の審査の結果、事業実施団体として令和8年3月31日付で採択された。

国から委託を受けた事業者と本市で委託契約を締結し、指定校・協力校において教育研修会や先進校視察などを行う。その中で、国が別事業で開発・試作する教材の実証や、デジタル学習基盤を活用した授業実践を行い、各教科等における深い学び・情報活用能力の育成の実践事例を創出する。

※指定校：浜田小学校、港中学校

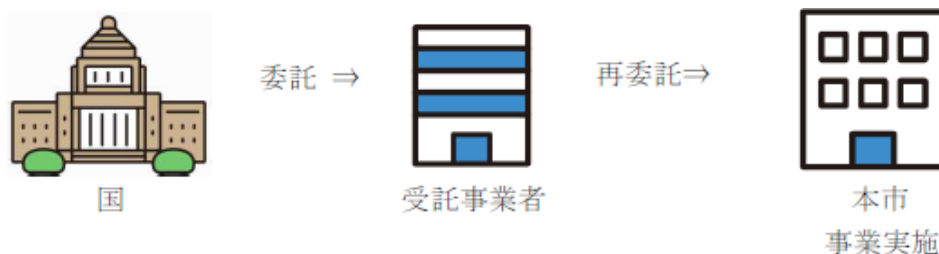
協力校：内部小学校

#### 3. 補正予算額

<費用内訳>

|                       |       |
|-----------------------|-------|
| ・講師報償費（教職員向け教育研修会）    | 300千円 |
| ・旅費（先進地視察、国指定会議等への出席） | 687千円 |
| ・消耗品費（書籍等）            | 12千円  |

#### 【生成AIパイロット校事業の流れ】



#### 4. 委員会での主な議論

Q. 講師報償費の算定根拠を確認したい。

A. 市教委の内規に沿って、大学教授と准教授等への報償費を予算計上している。

（意見）生成AIを使わせないのでなく、望ましい使い方を児童生徒に学ばせようとする姿勢を評価する。議案に対する意見募集に対して寄せられた意見も多く、市民の興味関心の高さを感じる。

Q. 寄せられた市民の意見についてどのようにとらえているのか。

A. 市民の方から多くのご意見をいただいた。今年度からの事業であるため、まずは児童生徒が生成A Iについて知り、学習で活用していくことで、情報活用能力の向上につなげたい。

Q. 国が提供する教材によって実証授業を行った後、国へ報告し、実証結果を待つことになると推測するが、国からの実証の結果を待たずに、市単独でも生成A Iを活用した授業づくりを展開していくべきではないか。

A. この事業は、指定校、協力校において国から提供されるA I教材を使って、その結果等を国に報告するものである。市独自の、A I教材を開発することは考えていないが、授業で生成A Iを有効活用し、学びが深まるような実践事例を蓄積することができると考えるため、そうした事例を各校に展開していきたい。

Q. 指定校と協力校の違いは何か。また、指定校以外の学校にも情報が共有される仕組みになっているのか。

A. 指定校は国が指定する会議や研修会等への参加が必須だが、協力校は必須ではない。また、指定校が行う公開授業には、市内全校から担当者が参加することにしており、研修で得た内容は各学校で活用していく。

Q. 指定校、協力校を指定した経緯を確認したい。

A. 希望する学校を募り、手を挙げた3校を文部科学省に申請した結果、それぞれ指定校、協力校に選定されたものである。

Q. 生成A Iは誤った情報を生成することもあり、子どもたちにとってマイナスに働くことも懸念されるため、しっかりチェックする必要があるが、どのように対応していくのか。

A. 生成A Iを使うこと自体を目的とせず、生成A Iを活用する中で、情報活用能力や情報モラルを身につけることが大切であると考えており、しっかり指導するよう全校に働きかけている。

(意見) 児童生徒にとって大きなメリットになるよう活用してほしい。

## <分科会での審査結果>

→別段意義なく、原案のとおり可決すべきものと決した。

**議案第4号 四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について**

**議案第5号 四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について**

**議案第6号 四日市市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について**

### 1. 改正の背景

多様なニーズを抱えたこどもへの専門的な支援の確保に向けて内閣府令が改正されること、「満3歳以上限定小規模保育事業」が制度化されることに伴い内閣府令が改正されること、並びに学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）が施行されることから、関係する規定を整備しようとするものである。

## 2. 改正の内容

### (1) 議案第4号の改正内容

#### ア 専門職の配置に係る基準の緩和

小規模保育事業（A型・B型）及び事業所内保育事業における保育士の数の算定に当たって、特定理学療法士等（理学療法士や心理担当職員などの専門職）について、1人に限り保育士とみなすことができることとする特例を追加する。

#### イ 専門職が保育を行う場合の体制

特定理学療法士等及び看護師等（保健師、看護師又は准看護師）が保育を行う場合は、当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保する規定を追加する。

### (2) 議案第4号及び議案第5号共通の改正内容

#### ア 満3歳以上限定小規模保育事業に関する規定の整備

満3歳以上限定小規模保育事業の制度化に伴い、同事業を行う施設の利用定員、職員の配置等に関する規定の整備を行う。

#### [参考]

##### ○満3歳以上限定小規模保育事業について

地域の保育ニーズ等の状況に応じ、認可を受けて、満3歳以上の幼児のみを受け入れる小規模保育事業。

### (3) 議案第4号・議案第6号共通の改正内容

#### ア 児童対象性暴力等の防止（日本版DBSへの対応）

家庭的保育事業者等及び乳児等通園支援事業者に対し、児童対象性暴力等を防止し、利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じることを義務付ける規定を新設する。

#### [参考]

##### ○児童対象性暴力等の防止に関する措置（日本版DBS）について

#### (ア) 児童等対象業務従事者

こどもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。

#### (イ) 犯罪事実確認

こどもと接する業務の従事者に対し、雇入れや配置転換の際、国のシステムを通じて特定性犯罪（不同意性交、不同意わいせつ、盗撮、児童買春など）の前科の有無を確認すること。前科がある場合は、原則対象業務に従事させてはならない。

## 3. 施行期日

2(1)及び2(2)に伴う改正 公布の日

2(3)に伴う改正 令和8年12月25日

## 4. 委員会での主な議論

- Q. 小規模保育事業等において言語聴覚士等の専門職も保育士として数えることができる  
 とのことだが、保育士不足の本市としては専門職の配置を拡充する予定はないのか。
- A. 市内の公立園、私立園においては、あけぼの学園の専門職による巡回相談により十分に現場のサポートができており、保育士の代わりとして専門職を各園に常駐させることは考えていない。
- Q. 支援を必要とする児童が増える中、全国的にも専門職を各園に常駐させるような傾向はないのか。
- A. 今回の法改正は医療専門職の職域拡大の動きによるものと考えており、全国的に専門職の園配置が増えているわけではない。
- (意見) いずれ、専門職の巡回だけでは賄いきれなくなる場面も想定されるため、全国的な傾向も把握しながら、本市でも支援体制が強化されることを期待する。
- Q. 児童対象性暴力等の防止に関する措置、いわゆる「日本版D B S」の対象施設には、学童保育所も含まれるのか。
- A. 学童保育所は任意の認定対象事業所に区分される。
- (意見) 学童保育所においても人材の確保等が困難な状況であり、今回の制度変更についても十分に周知してほしいとの意見がありました。
- Q. 日本版D B Sのシステムを利用するためには、事業所等に費用負担が発生するのか。
- A. 義務対象である学校や認可保育所等に費用負担はないが、任意の認定対象事業所が認証マークを取得する際は手数料として3万円が必要となる。
- Q. 認証マークの費用負担がネックとなり、認証を受けていない施設に犯罪歴のある人などが在籍してしまうことを懸念するが、市が費用を負担するなどの支援ができないのか。
- A. 国への手数料を市が負担するのは違和感があるが、今後市としてできることの検討は、必要と考えている。
- (意見) 性犯罪に関しては今後厳しく目を光らせておく必要があるため、他市町の状況等も含めて引き続き動向を注視してほしいとの意見がありました。
- Q. 今回の改正により、制度上は小規模保育事業等で3歳以上の受け入れが可能になるが、本市としては小規模保育事業等の施設に対して3歳以上の受け入れを求めていく予定はないのか。
- A. 本市においては、小規模保育事業等の施設に人員の余裕があるならば、まずは需要のある0～2歳の定員を増やしてほしいと考えている。
- Q. 慣れ親しんだ小規模の保育園に5歳まで通いたいという考えもあるのではないか。
- A. 全国的にもそうした声があり、今回の政令改正となったものだが、小規模保育事業等には広い園庭がないなど、3歳以上の園児にとっては望ましい環境とは言えないため、就学前には、認可保育所や幼稚園で様々な体験をしていただきたいと考えている。

#### <委員会での審査結果>

→別段意義なく、原案のとおり可決すべきものと決した。

## ○主な議案の審査内容について（概要）

### 議案第2号 令和8年度四日市市一般会計補正予算（第2号）

#### あさけプラザ舞台関係設備更新工事（債務負担行為）について

#### 1. 目的

あさけプラザのホールの舞台関係設備について、経年劣化による事故の予防保全を行うとともに、施設運営上、支障となるトラブルを解消するものとして、舞台関係設備の更新を行う。

#### 2. 内容

令和8年3月の設備点検結果により、下記の設備更新を行う。

- ・舞台機構設備（幕・照明等の吊物を動かすワイヤーロープや幕ランナー、その他の機械部品及び電気部品）
- ・破れ等の劣化が著しい幕（中割幕、大黒幕）



ワイヤーロープ



幕ランナー



中割幕

#### 【スケジュール（予定）】

|      | 令和8年度 |    |        |    |   |   |   | 令和9年度 |   |
|------|-------|----|--------|----|---|---|---|-------|---|
|      | 9     | 10 | 11     | 12 | 1 | 2 | 3 | 4     | 5 |
| 契約   | ↔     |    |        |    |   |   |   |       |   |
| 機器製作 |       |    | ←————→ |    |   |   |   |       |   |
| 工事   |       |    |        |    |   |   |   | ↔     |   |

※利用者への影響を踏まえ、利用率の低い令和9年4月、5月にホール貸館休止のうえ工事実施

### 3. 債務負担行為（追加）

限度額 33,500千円

期 間 令和8年度から令和9年度まで

### 4. 主な議論

Q. 債務負担行為限度額 3350 万円の内訳として、ワイヤーロープ、幕ランナー、幕のそれぞれの予算規模はどの程度か。また、今回の設備更新の時期は想定の範囲内か。

A. 概算であるが、ワイヤーロープは 25 基の装置で数百万円、幕ランナーは 5 基の装置で 100 万円以上、幕は 2 種類で 200 万円以上を見込んでいる。また、これらを含む 40 以上の装置を更新し、安全に機能するよう調整及び設置する費用が計上されている。舞台装置としての耐用年数は決まっておらず、設備ごとに決まっている 7～15 年の予防保全期間を目安にしている。平素の定期点検については 2 か月ごとに行っているが、令和 8 年 3 月の点検結果においてトラブル発生率が高まると判定された箇所が追加されたことを受け、今回予防的に更新を判断したものである。

（意見）今後の施設メンテナンスにおいては、一層計画的な修繕に努め、さらなるコスト削減を図ってほしい。

Q. ホール貸館休止に係る事前周知はいつから行うのか。

A. ホールは、一般向けの貸館受付が利用月の半年前から可能であるため、貸館休止期間の半年前となる 10 月までに、利用者が計画を立てられるよう、可能な限り速やかに周知したい。

Q. 文化会館が休館しているため、あさけプラザへ開催場所を変更するイベントがある中、文化会館の休館時期より前に、今回の舞台関係設備の更新工事を実施しておくべきではなかったのか。また、あさけプラザのホール休止中に代替施設を紹介するなどの対応はあるのか。

A. 文化会館の休館前にあさけプラザの更新工事を前倒しで実施することについては、当時の状況からその判断に至っていない。文化会館などの代替施設を案内するとともに、イベントの開催時期の変更調整も含め、利用者に負担がかからないよう丁寧な対応に努めていく。

Q. あさけプラザの運営には三重郡 3 町も関わっているが、今回の修繕費用は本市のみが負担するのか。また、修繕計画の策定において 3 町の意見は反映されているのか。

A. 建設以降、施設運営および修繕に関する費用はすべて本市で負担している。また、今回の舞台関係設備の更新については、安全管理上必要な措置として本市において速やかに決定したものである。しかし、ホールの貸館休止に伴う利用制限は 3 町の住民にも影響が及ぶため、速やかに休館を伴う事業の概要について周知し、丁寧な情報提供に努めていく。

Q. ワイヤーやランナーなどの部品は容易に調達できると思われるが、なぜ機器の製作として数か月もの期間を要するのか。

A. 資料上は機器製作と一括して表現しているが、実際にはその他の多様な機械部品や電気部品の調達も含んでおり、これに時間を要することも見込んでいる。資料の記載や表現が

不十分で、詳細な部品内容や工程の説明が不足していた点を受け止め、今後はより丁寧で詳細な資料作成に努める。

Q. 施設全体が老朽化しているが、舞台以外の設備や躯体の安全性は大丈夫か。今回の休止期間を活用し、専門的な点検を行い、必要な修繕を同時に進めるべきではないか。

A. 音響や照明は業者による点検を行っており、外壁塗装などはアセットマネジメント計画に沿って随時実施している。その都度休館を繰り返すことは市民の利用に支障を与えるため、休止期間に合わせて他部分の修繕も並行して検討していく視点は重要であり、今後の施設運営に生かしていく。

(意見) 定期点検においてトラブル発生率が高まると分かった段階で、その都度補修を行えば、休止期間を短くできた可能性もあるのではないかと。今後も利用者の負担を最小限に抑えるよう努めてほしい。

### ＜分科会での審査結果＞

→別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した。

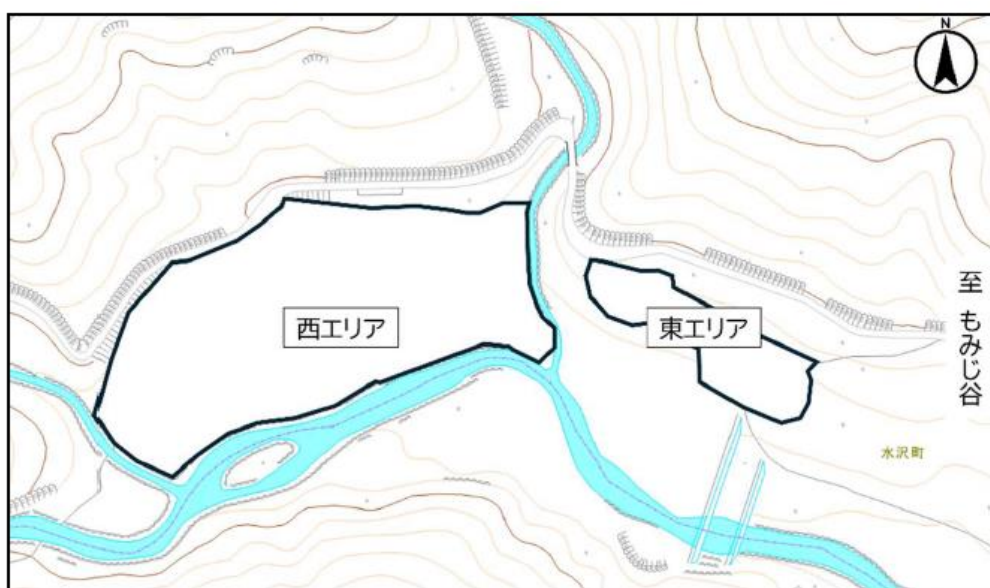
## 議案第7号 四日市市宮妻峡キャンプ場の設置及び管理に関する条例の制定について

### 1. 条例制定の背景

四日市市宮妻峡キャンプ場（以下、「キャンプ場」という。）整備に伴い、設置及び管理に関する条例を制定し、施設の名称や使用区分、料金等について定める。

### 2. 主な制定の内容

- (1) 名称 四日市市宮妻峡キャンプ場
- (2) 位置 四日市市水沢町22番地





### (3) 使用料

#### ・西エリア

| 区分            | 単位                            | 使用料の上限金額 (円) |
|---------------|-------------------------------|--------------|
| オートキャンプサイト    | 1 サイト                         | 10,000       |
| フリーサイト        | 1 サイト                         | 4,000        |
| ブッシュキャンプサイト   | 1 人                           | 2,000        |
| ドッグラン         | 1 匹                           | 1,000        |
| 駐車場           | 1 台                           | 2,000        |
| その他市長が定める附属設備 | 種類又は品目ごとに1,000円の範囲内で別に規則で定める額 |              |

#### ・東エリア

| 区分            | 単位                            | 使用料の上限金額 (円) |
|---------------|-------------------------------|--------------|
| 駐車場           | 1 台                           | 2,000        |
| その他市長が定める附属設備 | 種類又は品目ごとに1,000円の範囲内で別に規則で定める額 |              |

### 3. 施行期日

規則で定める日

### 4. 主な議論

Q. 10 年間という長期の指定管理期間におけるデメリットはないのか。また、期間中に突発的な大規模修繕が発生した場合の対応はどうなるのか。

A. サウンディング調査の中で、周知や運営を軌道に乗せるためには 10 年程度の期間が必要であるとの意見を得ており、適切な期間であると考え。修繕については、基本協定等において大規模修繕は市が行い、日常修繕は指定管理者が行う予定である。

Q. 条例で定める使用料の上限金額の範囲内で、指定管理者が自由に使用料を設定することか。また、繁忙期や閑散期などの時期に応じて指定管理者の判断で使用料を変更することは可能か。

A. 条例では上限のみを定め、その範囲内で指定管理者が提示した金額を市が承認して運用する。指定管理者は時期により異なる金額を提示することも可能である。

(意見) キャンプ場に向かう道路が狭く暗いため、安全性向上に向け、別の予算を確保してでも車両のすれ違いスペースの確保などを検討してはどうか。

Q. 災害が発生した際の避難場所として活用できると考える。アクセス道路の寸断による孤立の可能性を想定し、収容人数や備蓄などの検討を行うのか。

A. 現時点で避難場所としての指定はされていないが、野営スペースもあるため利活用は可能であると考え。災害時の対応についても今後検討したい。

Q. ドッグラン利用者は、犬 1 匹単位での使用料のほか駐車料金もかかるのか。

A. キャンプサイト利用者は駐車料金が使用料に含まれる。ドッグランのみを利用する場合も、施設利用者であれば駐車料金はかからない認識である。ただし、登山目的など施設を利用しない場合は駐車料金を徴収する。今後の運用に関しては、指定管理者と協議していきたい。

Q. ドッグランで大型犬と小型犬が同じ空間で鉢合わせすると、小型犬がのびのびと利用できなくなる懸念があるため、犬の種別ごとにエリアを分けるなどの整理が必要ではないか。

A. 全体的な運用等については、指定管理者と協議していきたい。

(意見) 本施設は、市内の中でも大自然に触れて遊べる数少ない場所であるため、単一の施設にとどまらず、グリーンツーリズムとして現地を訪れる人々が休憩できる場所を整備するといった、もう一段広い視野を持って周辺一帯の整備を進めていくべきである。地元住民を含めた会議体を立ち上げるなど、より大きな視点を持って進めてほしい。

## ＜委員会での審査結果＞

→別段意義なく、原案のとおり可決すべきものと決した。

## ○主な議案の審査内容について（概要）

### 議案第2号 令和8年度四日市市一般会計補正予算（第2号）

#### 放置自転車対策事業費

#### 1. 目的

近鉄四日市駅南自転車等駐車場、近鉄四日市駅北自転車等駐車場及びレンタサイクルの施設運営、管理について、指定管理者制度により民間事業者等が有するノウハウを活用し、市民等のサービス向上と管理経費の縮減等を図る。

#### 2. 内容

現在の指定管理期間が、令和8年度で終了することから、次期指定管理者を公募により選定するため、債務負担行為を計上する。

##### （1）指定管理の業務内容及び施設名称

##### ① 使用許可や使用料の徴収など自転車等駐車場の運営及び管理

近鉄四日市駅南自転車等駐車場

近鉄四日市駅北自転車等駐車場

##### ② 自転車の貸出などレンタサイクルポートの運営及び管理

レンタサイクルポート近鉄（近鉄四日市駅北自転車等駐車場内）

レンタサイクルポートJ R（J R四日市駅構内）

##### （2）指定管理者に委託する付帯業務

○放置禁止区域における放置自転車等の巡視撤去・保管返還業務

○湯の山線高架下自転車等駐車場管理業務

##### （3）指定管理期間

令和9年度から令和13年度まで（5年間）

#### 3. 債務負担行為（追加）

- ・近鉄四日市駅南・北自転車等駐車場の指定管理に係る協定

限度額 84,500千円

期 間 令和8年度から令和13年度まで

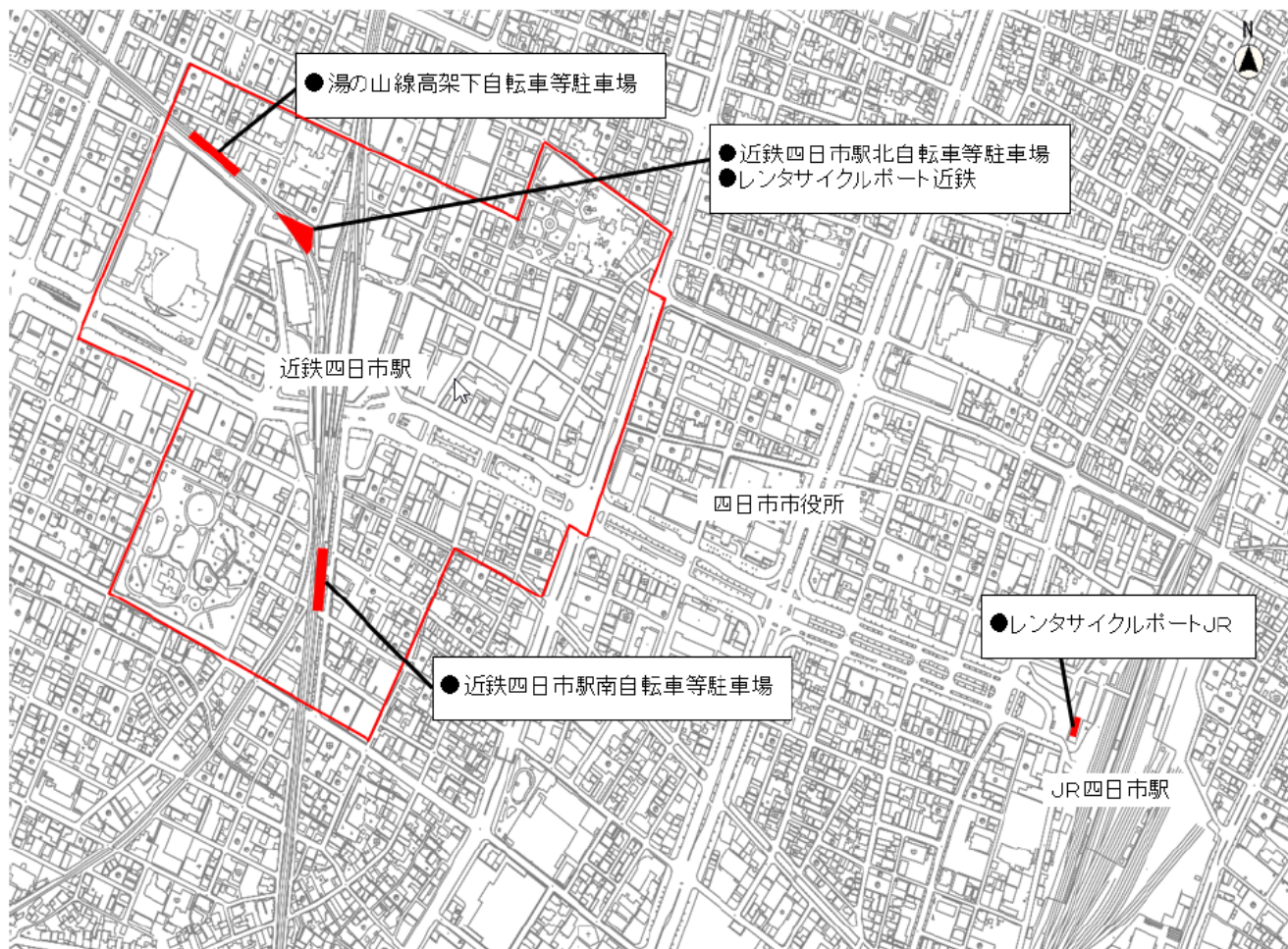
- ・放置禁止区域における放置自転車等の巡視撤去・保管返還業務委託費

限度額 68,000千円

期 間 令和8年度から令和13年度まで

- ・湯の山線高架下自転車等駐車場管理業務委託費

限度額 7,000千円  
期 間 令和8年度から令和13年度まで



...自転車等放置禁止区域

位置図

|                          | R8年度           |                |          |    |         |                   |     |    |                  |    | R9～13年度 |              |
|--------------------------|----------------|----------------|----------|----|---------|-------------------|-----|----|------------------|----|---------|--------------|
|                          | 6月             | 7月             | 8月       | 9月 | 10月     | 11月               | 12月 | 1月 | 2月               | 3月 |         |              |
| 議会                       | 債務負担行為上程<br>←→ |                |          |    |         | 指定管理者指定議案上程<br>←→ |     |    | R9年度当初予算上程<br>←→ |    |         |              |
| 指定管理者の選定<br>(指定管理者選定委員会) |                | ←→             |          |    |         |                   |     |    |                  |    |         |              |
| 指定管理者の募集・決定              |                |                | 募集<br>←→ |    | 決定<br>● |                   |     |    |                  |    |         |              |
| 債務負担行為及び指定管理期間           |                | 債務負担行為期間<br>←→ |          |    |         |                   |     |    |                  |    |         | 指定管理期間<br>←→ |

## スケジュール

### 4. 分科会での主な議論

Q. 指定管理者制度を導入することにより、市が直営で運営する場合と比較して5年間で約2,000万円の経費削減が図られる見込みとあるが、どのあたりで削減されるのか確認したい。

A. 削減できる経費は人件費である。

(意見) 人件費の削減に伴い、現場で働く方々が低待遇になることが懸念されるので、十分留意されたい。

Q. 放置自転車について、年間の撤去台数、処分台数及び処理の流れを確認したい。また、利用可能な自転車は再利用するのか確認したい。

A. 令和7年度に放置禁止区域で撤去した台数は179台であり、99台を所有者に返還している。撤去した自転車は、3ヶ月間保管したのち、引き取りのない自転車については、状態に応じて有効活用を図っており、69台は売却し、5台はレンタサイクルとして活用している。また、著しく破損していた6台については破砕処分とした。

Q. 放置自転車は、高校の最寄り駅に多いといった傾向はあるか確認したい。

A. 放置自転車については、駐輪台数が多い近鉄富田駅や塩浜駅で比較的多く見受けられる。

Q. 全国的な傾向として、高校卒業時に自転車を放置する事例が見受けられることから、各高校へ啓発等を実施すべきと考えるがどうか。

A. 卒業時には自転車を放置せず持ち帰るよう、毎年2月に学校を通じて生徒へ周知している。

### <分科会での審査結果>

→別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した。

## 1. 目的

近鉄四日市駅周辺とJR四日市駅を結ぶ中央通りや駅前広場等の再編により、中心市街地の活性化や交通機能の向上を図るものであり、中央通り再編事業のECI方式適用区間における近鉄四日市駅西側の円弧デッキ整備およびあすなろう連絡通路撤去、近鉄四日市駅南側の南広場シェルター上屋整備、西町線南側整備を行うものである。

## 2. 工事概要

円弧デッキ整備（連続鋼床版箱桁ラーメン橋）

橋長  $L = 61.209\text{ m}$

有効幅員  $W = 3.5\text{ m}$ （全幅  $W = 4.5\text{ m}$ ） ※一部拡幅部あり

上屋設置工事（鉄骨造、平屋）  $A = 199\text{ m}^2$

高欄設置工事（高さ  $H = 1.1\text{ m}$ ）  $L = 188.8\text{ m}$

橋面舗装工事  $A = 263\text{ m}^2$

エレベーター設置工事（2基）

電気設備工事一式

あすなろう連絡通路撤去

橋長  $L = 33.257\text{ m}$ （階段除く）

有効幅員  $W = 2.5\text{ m}$ （全幅  $W = 3.1\text{ m}$ ）

本体下部撤去 4箇所

本体上部撤去 2径間

昇降口基礎撤去 1箇所

階段上部撤去 2箇所

南広場シェルター上屋整備

（鉄骨造3箇所、アルミニウム合金造2箇所）計5箇所

西町線南側整備

舗装工  $A = 2,110\text{ m}^2$  排水工  $L = 157\text{ m}$

## 3. 契約金額

1,457,500,000円

## 4. 契約の相手方

大成・信藤・中村特定建設工事共同企業体

## 5. 契約期間

契約の日から令和10年3月15日まで

## 6. 入札方法

随意契約

| 工種           | 令和8年度 |    |    |     |     |     |    |    |    |    | 令和9年度 |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |  |  |
|--------------|-------|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|-------|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|--|--|
|              | 7月    | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月    | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |  |  |
| 円弧デッキ整備      |       |    |    |     |     |     |    |    |    |    |       |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |  |  |
| あすなろう連絡通路撤去  |       |    |    |     |     |     |    |    |    |    |       |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |  |  |
| 南広場シェルター上屋整備 |       |    |    |     |     |     |    |    |    |    |       |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |  |  |
| 西町線南側整備      |       |    |    |     |     |     |    |    |    |    |       |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |  |  |

## スケジュール

## 7. 委員会での主な議論

Q. 円弧デッキのデザインと、下からの視線への対策はどのようなになっているか。

A. コストを抑えた簡易な構造としつつも、玄関口としての象徴性を持たせている。さらに、下から見えにくいよう配慮して設計・整備を行っている。

Q. あすなろう連絡通路の撤去に期間を要するが、線路に近いから時間がかかるのか。

A. 線路に近いことによる鉄道事業者との連絡調整が必要であることや、古い建築物であることに伴う撤去時の産業廃棄物処理への配慮など、必要な手続きがあるため期間を要する。

Q. あすなろう鉄道の利用者から、乗り換え動線の変更により所要時間が長くなるなどの不満の声が上がっているが対策はあるか。また、近鉄が進めるあすなろう四日市駅の西口整備との連携はどうなっているか。

A. あすなろう鉄道沿線を中心とした連合自治会や高校に計画の周知を図り、一定の理解を得ていると考えている。また、乗り換え動線変更の案内を「広報よっかいち」にて全戸配布も行っている。今後も利便性を注視しながら研究したい。西口整備については、あすなろう連絡通路撤去後に近鉄が工事を行う予定であり、現在設計を進めている。

Q. あすなろう連絡通路を作り直すことは難しいのか。

A. 再設置には多額の費用を要することや、エレベーターなどの配置ができないため難しい。バリアフリー化や西口のアクセス向上といった課題解決を優先するため、現在の計画となっている。

Q. 新しい動線と既存の動線とで、かかる時間を比較して把握しているか。

A. 新しい動線は約200mで健常者の乗り換え所要時間は154秒、既存の動線は約140mで112秒と、42秒の差が生じると試算しており、完成後にも同程度の所要時間を確認している。

Q. 南広場の完成時期はいつ頃を予定しているか。

A. 送迎場への屋根の整備が終わる令和8年度末頃の完了を予定しており、令和9年度以降

は中央通りから直接南広場に乗り入れられるよう整備を進める予定である。ただし、中央の空きスペースは今後、駅利用者向けの時間貸し駐車場として、別途整備する予定である。

Q. 自治会に入らないマンションの住民への周知が必要であったのではないか。

A. 乗り換え動線が変わる旨を知らせるチラシを近隣マンションにも配布した。

(意見) 今後に向けて、連合自治会などに説明しても、実際の利用者に情報が下りてくるまでには時間がかかることを認識しておいてほしい。また、あすなろう連絡通路の撤去工事に伴い乗り換えが不便になるという利用者の声に対し、少しでも対応できることがあれば検討してほしい。

## ＜委員会での審査結果＞

→別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した。

## 議案第9号 工事請負契約の締結について

### －四日市市北大谷斎場火葬炉等更新工事（1期）－

#### 1. 目的

市内唯一の火葬場である四日市市北大谷斎場について、設備の耐用年数を踏まえ、火葬炉及び周辺設備を計画的に更新するものであり、令和8～10年度に四日市市北大谷斎場の火葬炉等の更新工事（1期）を行うものである。

#### 2. 工事概要

更新、改修に係る設計業務

受変電設備更新

ガス配管更新

霊安室の改修

火葬炉更新（6基）

#### 3. 契約金額

726,000,000円

#### 4. 契約の相手方

株式会社宮本工業所

#### 5. 契約期間

契約の日から令和11年3月10日まで

#### 6. 入札方法

随意契約（公募型プロポーザル） 1 社

|         | 令和8年度 |   |   |   |    |    |    |   |   |   |   |   | 令和9年度 |   |   |   |    |    |    |   |   |   |   |   | 令和10年度 |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---------|-------|---|---|---|----|----|----|---|---|---|---|---|-------|---|---|---|----|----|----|---|---|---|---|---|--------|---|---|---|----|----|----|---|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 月       | 6     | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6     | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6      | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 設 計     |       |   |   |   |    |    |    |   |   |   |   |   |       |   |   |   |    |    |    |   |   |   |   |   |        |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 製作（火葬炉） |       |   |   |   |    |    |    |   |   |   |   |   |       |   |   |   |    |    |    |   |   |   |   |   |        |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 更 新 工 事 |       |   |   |   |    |    |    |   |   |   |   |   |       |   |   |   |    |    |    |   |   |   |   |   |        |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 書 類 整 理 |       |   |   |   |    |    |    |   |   |   |   |   |       |   |   |   |    |    |    |   |   |   |   |   |        |   |   |   |    |    |    |   |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

スケジュール

## 7. 委員会での主な議論

Q. 公募型プロポーザルにより選定した事業者と随意契約をすることに関して、契約金額の妥当性と、将来の物価高騰による契約金額見直しの可能性はどうか。

A. 事前の見積金額を基に設定した予定価格の範囲内に収まっており、適正な金額であると判断している。また、将来の物価上昇も見込んだ提案金額となっており、基本的には契約金額を見直すことはない想定しているが、今後、大きく情勢が変わった場合にはこの限りではない。

Q. 北大谷斎場へのシャワー室設置について、今後の見通しはどうか。

A. 葬祭棟内におけるシャワー室設置スペースの確保等の課題があることから、現状、設置は難しい。

（意見） 市民ニーズが高い設備であるため、引き続き設置の可能性を検討してほしい。

## <委員会での審査結果>

→別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した。

## 四日市市議会 6 月定例月議会の概要

四日市市議会は、6 月定例月議会を 6 月 5 日から 7 月 1 日までの 27 日間の日程で開催し、市長から提案された 16 議案については、すべて原案のとおり可決しました。

また、請願第 1 号 四日市の文化・経済・まちづくりの発展のため、「学生将棋のまち四日市」としてのシティプロモーションを求めることについてを全会一致で採択したほか、議員提出議案についてイラン情勢に伴う物価高騰等の対策を求める意見書の提出について、および 自衛官等に対する偏見及び差別助長の解消並びに理解促進を図る決議についての 2 件を審議し、全会一致で可決しました。

### 1. 市長提出議案 16 件

#### ① 補正予算議案 2 件

一般会計補正予算（第 2 号）

一般会計補正予算（第 3 号）

#### ② 条例の制定 1 件

宮妻峽キャンプ場の設置及び管理に関する条例の制定について

#### ② 条例の一部改正議案 5 件

市税条例の一部改正 など

#### ③ その他 8 件

工事請負契約の締結について 一四日市市北大谷斎場火葬炉等更新工事（1 期）一  
動産の取得について 一小型一般ごみ収集車 4 台一 など

### 2. 請願 1 件

- ・四日市の文化・経済・まちづくりの発展のため、「学生将棋のまち四日市」としてのシティプロモーションを求めることについて

### 3. 議員提出議案 2 件

- ・イラン情勢に伴う物価高騰等の対策を求める意見書の提出について
- ・自衛官等に対する偏見及び差別助長の解消並びに理解促進を図る決議について

## 6月定例月議会における一般質問について

| 発言順序 | 議員名    | 質問項目（通告順）                                                                                      |
|------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1    | 荒木 美幸  | ◦人口減少社会におけるフェーズ・フリーの推進について                                                                     |
| 2    | 山口 智也  | ◦身寄りのない高齢者を支える「入口～出口の一体支援体制」の構築について                                                            |
| 3    | 森 智子   | ◦英語教育のさらなる推進について                                                                               |
| 4    | 上 麻理   | ◦職員のエンゲージメント（仕事への前向きな関与・やりがい）の向上、何が不足しているか<br>◦循環型社会の未来、四日市はどう考える                              |
| 5    | 笹井 絹予  | ◦防災・交通・福祉の課題解決に向けた市民サービス向上について                                                                 |
| 6    | 森川 慎   | ◦市役所庁舎内の空調管理について<br>◦原油、ナフサ等不足の現状について                                                          |
| 7    | 伊藤 嗣也  | ◦市民の暮らしを守るための支援強化について                                                                          |
| 8    | 森 康哲   | ◦地域包括支援センターと在宅介護支援センターの役割の違いについて                                                               |
| 9    | 荻須 智之  | ◦ロングビーチ市において、歴史認識に関わる政治的モニュメントが公共空間に設置されることの無いように、本市が行ったことは？<br>◦PFOS・PFOA汚染対策と新たな特別措置法の制定について |
| 10   | 伊世 利子  | ◦「四日市市犯罪被害者等支援条例」策定から現状と今後の課題<br>～困っている人に気づき、伴走支援ができる四日市へ～<br>◦市民窓口サービスセンター（近鉄四日市駅高架下）のこれから    |
| 11   | 後藤 純子  | ◦北勢地方卸売市場について                                                                                  |
| 12   | 小田 あけみ | ◦若者の地域参画について ～子どものころから地域活動に関わることで、将来の「地域の担い手」を育てるシステムを作ってはどうか？                                 |
| 13   | 村山 繁生  | ◦SVリーグ参入をめざし、呼称を「ヴィアティン四日市」と変更したバレーボールチームを支援する四日市市の本気度を問う                                      |
| 14   | 竹野 兼主  | ◦公共施設における避難場所としての安全確保について<br>◦市立四日市病院の未来について                                                   |

| 発言順序 | 議員名   | 質問項目（通告順）                                                                              |
|------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 15   | 加納 康樹 | ◦教育するなら四日市、と言い続けるのなら…                                                                  |
| 16   | 谷口 周司 | ◦市民の声をカタチに！！ ～今こそ、市民の生命と財産を守る対策を～                                                      |
| 17   | 早川 新平 | ◦新たな防災気象情報の運用開始について<br>◦行政の継続性と無 <sup>びゅう</sup> 謬性は                                    |
| 18   | 山田 知美 | ◦こどもと女性に選ばれるまちづくりについて                                                                  |
| 19   | 辻 裕登  | ◦今後の公立園の在り方 ～民営化も含めた検討～<br>◦J R四日市駅 自由通路設置構想の進捗確認<br>◦選挙時の電子投票（タッチ選択式）の導入について          |
| 20   | 今村 厚美 | ◦プロスポーツをもっと身近に<br>◦支援が必要な方の生活を支える（福祉事業者の視点から）                                          |
| 21   | 田中 徹  | ◦知と交流の拠点施設整備事業について<br>◦歩道における自転車の安全利用と本市の交通安全教育について                                    |
| 22   | 水谷 一未 | ◦子宮頸 <sup>けい</sup> がんの予防と早期発見の充実について<br>◦高齢者のペットをめぐる課題と終活支援について                        |
| 23   | 小林 博次 | ◦中央通りの再整備で「裏通りの再整備」は進んでいるのかについて<br>◦市内に設置されている「アーケード」の対策について<br>◦下水道汚泥から肥料用「リン」の回収について |
| 24   | 太田 紀子 | ◦熱中症対策に必要な支援を<br>◦孤独・孤立対策推進法と重層的支援体制整備事業について                                           |
| 25   | 村上 暁  | ◦四日市市職員の女性管理職について<br>◦有機フッ素化合物（P F A S）について                                            |

## 6月定例月議会における議案に対する意見募集の結果について

四日市市議会では、平成26年8月定例月議会から各定例月議会における重要な議案（市民サービスに大きな変化をもたらすような条例や事業）について、各定例月議会の委員会での審査が行われる前に、市議会ホームページにおいて、市民の皆さんに情報提供を行い、ご意見をいただく取り組みを開始しました。

市民の皆さんからいただいたご意見は、一覧表にして全議員に配付し、議案審査の参考とさせていただきます。

### 議案の情報提供及び意見募集期間

令和8年6月1日（月）から6月16日（火）

### 意見の募集方法

広報広聴委員会において、意見募集の対象となる議案（市民サービスに大きな変化をもたらすような条例や事業）を選定し、市議会ホームページに議案及び議案資料を掲載して、市民の皆さんに情報提供を行いました。市民の皆さんからは、Eメール、F a x 及び郵送で意見を提出していただきました。

### 6月定例月議会の意見募集実施スケジュール

- 5月29日（金）議案聴取会終了後、広報広聴委員会を開催し、意見を募集する議案を選択
- 6月1日（月）掲載する資料を市議会ホームページに掲載
- 6月16日（火）意見募集締め切り
- 6月17日（水）広報広聴委員会を開催し、意見の一覧表を確認  
広報広聴委員会終了後、全議員に周知

### 議案に対して寄せられた意見件数

**総件数 29件**

（内訳）

|       |                                      |     |
|-------|--------------------------------------|-----|
| No. 1 | 防災行政無線連動型鍵ボックス整備事業（防災システム整備事業費）…………… | 10件 |
| No. 2 | 生成A Iパイロット校事業（教育情報通信システム運営費）……………    | 8件  |
| No. 3 | あさけプラザ舞台関係設備更新工事費（債務負担行為）……………       | 5件  |
| No. 4 | 放置自転車対策事業費（債務負担行為）……………              | 6件  |

※いただいたご意見は市議会ホームページに掲載させていただいております。

## 令和 8 年 8 月 定 例 月 議 会 日 程 （予定）

|     |     |     |                                                         |           |
|-----|-----|-----|---------------------------------------------------------|-----------|
| 9月  | 27日 | (木) | 本会議 初日(議案説明 など)                                         | (午前10時から) |
|     | 3日  | (木) | 本会議 一般質問                                                | (午前10時から) |
|     | 4日  | (金) | 本会議 一般質問                                                | (午前10時から) |
|     | 7日  | (月) | 本会議 一般質問                                                | (午前10時から) |
|     | 8日  | (火) | 本会議 一般質問                                                | (午前10時から) |
|     | 9日  | (水) | 本会議 一般質問<br>追加議案、質疑、委員会付託 など                            | (午前10時から) |
|     | 10日 | (木) | 各常任委員会／予算、決算常任委員会分科会                                    | (午前10時から) |
|     | 11日 | (金) | 各常任委員会／予算、決算常任委員会分科会                                    | (午前10時から) |
|     | 14日 | (月) | 各常任委員会／予算、決算常任委員会分科会                                    | (午前10時から) |
|     | 15日 | (火) | 各常任委員会／予算、決算常任委員会分科会(予備日)<br>※9月14日で審査が終了している場合は開催しません。 |           |
|     | 18日 | (金) | 決算常任委員会全体会                                              | (午前10時から) |
|     | 24日 | (木) | 決算常任委員会全体会                                              | (午前10時から) |
|     | 25日 | (金) | 決算常任委員会全体会(予備日)<br>※9月24日で審査が終了している場合は開催しません。           |           |
|     | 28日 | (月) | 予算常任委員会全体会                                              | (午前10時から) |
|     | 29日 | (火) | 予算常任委員会全体会<br>※9月28日で審査が終了している場合は開催しません。                |           |
| 10月 | 2日  | (金) | 本会議 最終日(委員長報告、質疑、討論、採決等)                                | (午後1時から)  |

※各常任委員会/予算分科会：総務、教育民生、産業生活、都市・環境の各委員会/各分科会